

みんなで考え、
みんなで解決しよう

平成
25
年度
第1号

しま地域だより

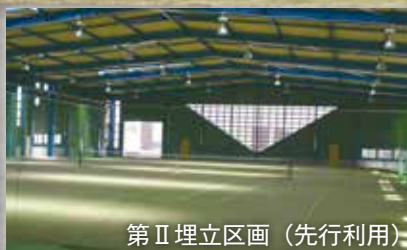
サザンクリーンセンター推進協議会

発行者／会長 古謝景春

住 所／沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平965

TEL.098-998-8857 FAX.098-998-9420

URL／<http://www.nanbukouiki-okinawa.jp/sazankyo/>



第Ⅱ埋立区画（先行利用）



第Ⅰ埋立区画内部



水処理施設

クリーンコアたかざき（被覆型最終処分場外観）

理事会

一般廃棄物最終処分場&ごみ処理基本計画決定



サザン協理事会

5月7日(火)南部総合福祉センターにてサザンクリーンセンター推進協議会理事会が開催された。理事会では、最終処分場の供用開始を平成30年度を目標とし、埋立期間15年、施設規模九万四千立法メートル、基本構造等が決定になった。

1. 最終処分場基本計画は次のとおり決定。

(1) 計画地

沖縄県南城市玉城字奥武996番地他

(2) 事業行程計画

最終処分場の供用開始は、平成30年度を目標とする。

(3) 施設整備の基本事項

① 施設の種類

管理型一般廃棄物最終処分場

② 埋立対象物

焼却残渣、溶融飛灰、不燃残渣

③ 計画埋立期間

15年間(平成30年度～平成44年度)

④ 計画埋立容量

最終処分場の施設規模(計画埋立容量)は、約九万四千立方メートルとする。

ただし、今後予定している実施設計等の段階において、ごみ排出実績等の最新データを踏まえて施設規模の最終

決定を行うものとする。

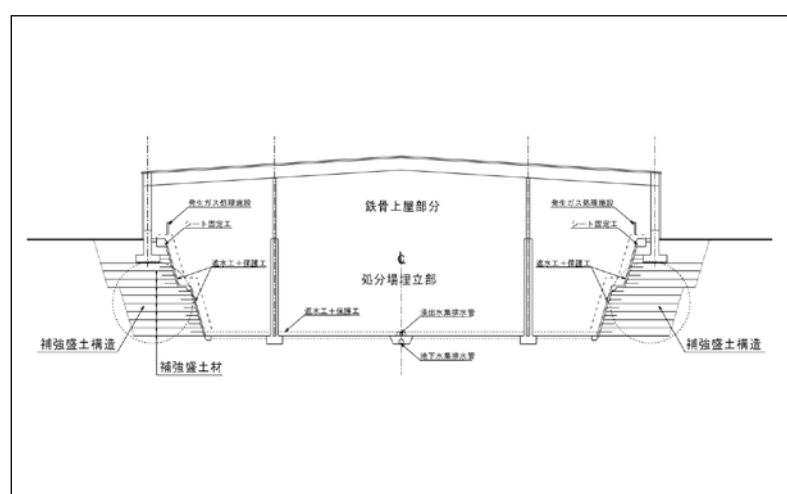
(4) 最終処分場の施設計画

① 貯留構造物

基本構造

貯留構造物の設置目的は、廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留し、かつ、埋立地の浸出水の流出、漏出を防ぐことである。

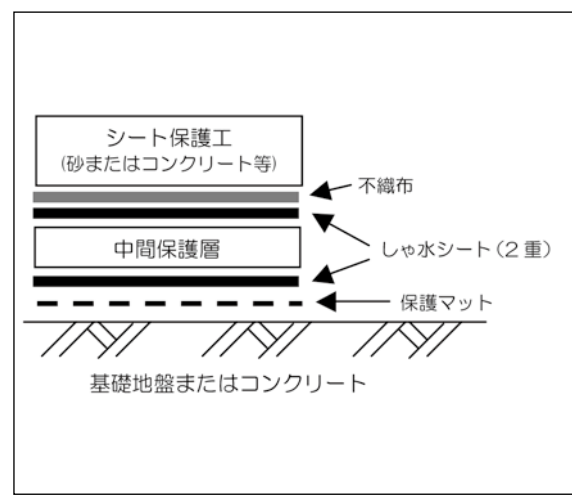
本計画地の敷地形状は、東西方向に十分な施工面積が確保できないことから、埋立地内の壁面部を標準勾配で施工した場合、計画埋立容量を確保することは困難である。そのため、本計画施設の貯留構造は、埋立地壁面部に補強盛土材等を使用し、壁面部を1…0.3…0.5程度の急勾配で構築することで、施工面積の縮小化や埋立壁面部の安定化、そして、必要な埋立容量を確保できる「補強盛土構造」を基本とする。



② しゃ水工

本計画施設では、周辺地域への環境汚染を未然に防止するため、しゃ水シートが万一破損した場合に漏水箇所を迅速に検知し、適切な措置を行うことが求められている。そのため、本計画施設のしゃ水工は、漏水検知システムを設置する場合に有利となる「二重

シート方式」を基本とする。



(5) 施設配置計画

最終処分場の施設配置計画は、施設の機能面、環境保全面、安全面、景観面、経済面等の様々な観点から検討し策定する必要がある。配置計画にあたっては、今後実施する現地調査(測量・地質調査・環境調査等)や計画地周辺の道路計画等を踏まえ、実施設計段階でそれぞれの長所、短所を考慮し検討を進めていくものとする。

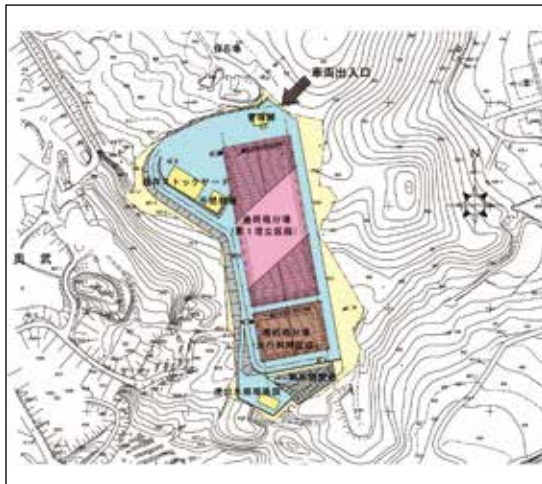
全体工事費内訳（概算）

区 分	全体金額（円）
I 最終処分場建設費 （浸出水処理施設含む）	3,445,000,000
II 島尻環境美化センター解体 撤去費	151,000,000
合 計（消費税含む）	3,596,000,000

※事務費等は含まない。また、基本計画書の内容と一部相違あり。

本事業に要する概算工事費を次に示す。
ただし、今後の現地調査、処分場本体の
実施設計及び場内整備工事の内容により、
全体事業費は変動する可能性がある。

（6）概算工事費



2. 負担金の算出方法は次のとおり決定。 最終処分場費

① 最終処分場の搬入量割実績の取扱については、直近の実績（前々年度）の単年実績を採用する。

② 負担金の概算割合

ア 搬入量割（70%）

イ 均等割（30%）

※搬入量（糸・豊は溶融飛灰、南・八・与・西は焼却灰、飛灰、不燃残渣）

3. ごみ処理基本計画は次のとおり決定。

基本方針の策定

① 基本方針

南部地区6市町においては、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る「4R」を推進するものとする。

「循環型社会」の形成に向けた今後のごみ処理に関する基本方針を以下のようにつめるものとする。

〔基本方針〕

- ⑦ ごみの排出抑制の推進
- ⑧ ごみの資源化の推進
- ⑨ ごみの適正処理・処分の推進

一人一日当たり747gへ
あと39gの減量！

② 達成目標（減量化目標）

排出量の目標としては、平成23年度の実績値（786g／人・日）に対し、平成34年度において、1人1日当たりのごみ排出量で5%削減するものとし、747g／人・日と設定する。なお、資源化量を除いたごみ量に対しては約11%の削減となる。

また、再生利用率については、平成23年度の17%を、平成34年度に22%まで増加することを目標とする。

最終処分量については、右記の排出量及び再生利用率の目標を達成することにより、排出量の8%（沖縄県の目標値）を下回ることが見込まれる。

【南部地区6市町の一般廃棄物の減量化目標値】

項 目	平成23年度 実績値	平成34年度 目標値
排 出 量	69,065トン／年 (786g／人・日)	71,130トン／年 (747g／人・日)
再生利用率	11,775トン／年 (17%)	15,726トン／年 (22%)
最終処分量*	5,678トン／年 (8.2%)	4,885トン／年 (6.9%)

※最終処分量の目標値の欄には、排出量及び再生利用率の目標を共に達成した場合の最終処分量の見込みを示している。

③ ごみ処理基本計画
排出抑制・再資源化の方法

●市町の役割

- a. ごみ処理有料化の継続実施
- b. 環境教育、普及啓発の充実
- c. マイバッグ運動の推進
- d. 生ごみ処理機等の購入助成
- e. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- f. 容器包装廃棄物の排出抑制
- g. リターナブルびんのリターナブル容器の利用促進
- h. 環境物品等の使用促進

●住民の役割

- a. 分別排出の徹底
- b. 生ごみ等の堆肥化
- c. 住民団体による集団回収の促進等
- d. 容器包装廃棄物の排出抑制
- e. リターナブルびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- f. 計画的な消費活動

●事業者の役割

- a. 発生源における排出抑制
- b. 過剰包装の抑制
- c. 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- d. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- e. 食品廃棄物の排出抑制

理事会の視察研修の様子

日 時：平成25年7月24日から平成25年7月25日

視 察 者：構成6市町長、5市町議長、2清掃組合議長、事務局

対 応 者：環境森林部長、環境整備課長、係長、現場担当者（委託）

1. DVD鑑賞による施設概要説明

2. 担当者から説明



3. 質疑応答

Q. 埋め立ての期間が2年ほど長くなる見込みであるが、地元説明はどうなっているか？

A. これまで計画量に達していなかったことは、定期的に地域に状況報告をしている。

Q. 計画の見込みが違った要因は、旧4町から排出されるごみの平均ではなく、万が一の場合を想定して、最大値で想定しているので、余裕が出るものとなっている。

Q. 15年で埋めきれない場合は地域への説明はつかないのではないかと？

A. 最大の計画量ということを建設前に地元へ周知していなかったことは、瑕疵だったと振り返って思う。2年から3年埋め立て期間が延びることは、地元への説明のなかで報告している。地元の理解は得ていると思う。

Q. 最終処分場が15年で埋まらないということはないのか？

A. 旧都城市地域から受け入れれば、埋まるはずである。都城市にはもう一か所オープン型の最終処分場があり、その搬入分を優先に引き受ければ大丈夫である。

◎ 7月23日サザンクリーンセンター推進協議会正副会長の政府折衝

防衛省への要請行動



内閣府への事業協力願い

